

東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準の 一部変更について

総務部

日頃より、総務部の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、東京都行政書士会では「東京都行政書士会行政書士事務所設置指導基準」（以下、「指導基準」といいます。）を定め、適正な事務所にて行政書士業務をおこなっていただくようお願いしております。

しかしながら近年、登録入会申請及び変更登録申請につきまして、事務所要件を満たしていない申請書類がしばしば見受けられます。

総務部といたしましては、こうした申請内容につき個別に是正等のご協力をお願いしてまいりましたが、現在の社会情勢や利便性、行政書士事務所として公正保持に関する諸規定に抵触せず独立性が確保されている事務所形態であること等を考慮し、事務所設置要件について検討した結果、指導基準及びこれに係る提出書類（規定の「写真貼付用紙」）を一部変更することとなりました。

新指導基準等につきましては、令和4年2月1日から施行することとし、それに伴い変更となる関係提出書類につきましても、新様式での受付となります。

なお、移行期間として、令和4年3月31日（事務局窓口提出・消印有効）までは旧様式での申請も受け付けいたします。

当該様式につきましては、東京都行政書士会ホームページの「会員向け情報（各種手続き）」に掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

会員の皆様におかれましては、円滑な登録手続きにご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【ご注意ください！】

登録事項に変更が生じた際の変更申請は、行政書士法第6条の4に規定する行政書士の義務です。行政書士法上の違反は、法第14条による都道府県知事による処分や、東京都行政書士会会則第22条の2による処分の対象となる恐れがあります。登録事項に変更が生じた場合は、遅滞なく変更手続きをお願いいたします。

登録に関するお問い合わせは、以下のメールアドレスへお願いいたします。

事務局登録担当 touroku@tokyo-gyosei.com